

## ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、ホーバーターミナルおおいたの賑わい創出を図るため、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、実施主体が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1)「ホーバーターミナルおおいた（以下「ターミナル」という。）」とは、西大分側及び国東側のホーバーターミナル施設のことをいう。
- (2)「賑わい創出」とは、ターミナルとその周辺地域（以下「地域」という。）の地域資源を活用し人の流れや経済活動を促進する取組により、地域の魅力や利用価値を高めることをいう。
- (3)「実施主体」とは、実施要領に基づき知事の認定を受けた者をいう。
- (4)「補助事業」とは、実施要領で定めた事業をいう。

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助上限度額等は、別表1及び2に定めるところによる。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出した額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助事業期間内に補助事業によって生じる入場料、出店料、参加料、売上金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入を控除したものに補助率を乗じて得た額とする。
- (2) 前号に掲げる収入がない場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助事業対象経費に係る見積書の写し等の根拠資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とす

る。

- 3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### （補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（現金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （6）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- （7）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- （8）財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- （9）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(12) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の30パーセント以内の減少等）

(2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(3) 補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の30パーセント以内の増減  
ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果又は単なる数量の減少等実績に伴う結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

(補助金の交付の決定)

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 知事は必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第9号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し（状況報告時に送付済みのものを除く。）
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年度の予算に係るホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金から適用する。

別表 1 (第3条関係)

支援の種類	①ターミナル活用型	②地域一体型	③商品開発型
目的	賑わい創出を図るため、ターミナルを活用した試行的、先進的な取組を支援する。	賑わい創出を図るため、ターミナルと周辺地域が一体となった試行的、先進的で継続性が期待できる取組を支援する。	賑わい創出を図るため、ホーバークラフトやターミナルに関連するお土産品や旅行商品等の開発を支援する。
補助事業者	賑わい創出に取り組もうとする個人、各種団体、法人（コンソーシアムを組成し申請することも可能とするが、代表申請者を定めること）で、知事が補助事業者として適当と認める者。 なお、商品開発型において旅行商品を開発する場合は、旅行業法第3条により旅行業の登録を受けている者に限る。 ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。 (1) 市町村 (2) 市町村が事務局等の人員の過半数を負担し、かつ、運営費の過半を負担している各種団体および法人 (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体		
補助率	補助対象経費の1/2以内	1年目：補助対象経費の2/3以内 2年目：補助対象経費の1/2以内	1年目：補助対象経費の2/3以内 2年目：補助対象経費の1/2以内
補助対象事業	以下をすべて満たす取組で知事が認めるもの (1) ターミナル施設や景観を活かした試行的または先進的な取組 (2) ホーバークラフトの運航の支障とならない取組	以下をすべて満たす取組で知事が認めるもの (1) ターミナル施設を含む地域における地域資源等を活かした試行的または先進的な取組 (2) 周辺地域への回遊・消費・交流を促進する取組 (3) 収益性があり持続可能である取組 (4) ホーバークラフトの運航の支障とならない取組	次のいずれかに該当する取組で知事が認めるもの (1) ホーバークラフト関連のお土産品やグッズ等の開発 (2) ホーバークラフト乗船プランを含む旅行商品開発
補助対象経費	上記の補助対象事業に要する経費で別表2に掲げるものとする。		
補助限度額	1事業あたり50万円	1事業あたり100万円	1年目：1事業あたり150万円 2年目：1事業あたり100万円
その他条件	従来の振替でない新規の取組であること。	事業採択時に3年目以降の継続的取組計画を示すこと。	2年目には試行的販売等を実施し、3年目に商品ラインへ乗せることを努力義務とする。

別表 2 (第3条関係)

「補助対象経費」詳細

科目	①ターミナル活用型	②地域一体型	③商品開発型
人件費	・事業実施において必要となる臨時的アルバイトの費用等	・事業実施において必要となる臨時的アルバイトの費用等	・商品開発のために必要となる臨時的アルバイトの費用等
報償費	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する謝金等	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する謝金等	・商品開発において支払われる専門家に対する謝金等
旅費	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等	・事業実施において支払われる専門家や講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等	・商品開発において支払われる専門家に対する旅費や調査研究等に必要な交通費等
需用費	・事務用品、資料代、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費、景品・販売促進費等 (注1)単体で取得価格が10万円未満のもの (注2)景品・販売促進費は、補助対象事業費の計の30%を上限とする。	・事務用品、資料代、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費、看板・横断幕等の製作経費、景品・販売促進費等 (注1)単体で取得価格が10万円未満のもの (注2)景品・販売促進費は、補助対象事業費の計の30%を上限とする。	・事務用品、資料代、光熱水費、材料費、コピー代、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷製本費
役務費	・事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料等	・事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料等	・事業執行上必要な通信運搬費、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料等
委託料	・設計委託、調査委託、行事運営委託等	・設計委託、調査委託、行事運営委託等	・設計委託、調査委託等
使用料及び賃借料	・事業執行上必要な事務所等の賃料、機器・物品等の借上料、会場使用料 (注)ターミナル使用料は除く。	・事業執行上必要な事務所等の賃料、機器・物品等の借上料、会場使用料 (注)ターミナル使用料は除く。	・商品開発に必要な事務所等(専ら本事業の商品開発に使用するものに限る)の賃料、商品開発に不可欠な機器・物品のリースに要する経費等
備品購入費	・事業実施に必要不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以上のもの (注)備品は25万円未満のものに限る。	・事業実施に必要不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以上のもの (注)備品は25万円未満のものに限る。	・商品開発に必要不可欠と認められ、かつ、取得価格が10万円以上のもの (注)備品は補助対象経費の50%を上限とする。
その他経費	・その他知事が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。	・その他知事が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。	・その他知事が必要と認める経費 (注)理由書(様式任意)の提出を必要とする。

(注)事業実施主体の運営経費は対象外とする。

第1号様式（第5条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

年度において、下記のとおりホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 支援の種類（別表1の支援の種類①～③より選択し記載）  
型
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の概要
- 4 補助事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 補助事業計画書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) 補助事業対象経費に係る見積書の写し等の根拠資料
  - (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 事業実施主体の概要等

プロジェクト 実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：  （コンソーシアムにより申請する場合は、代表者の記載に加えて、構成員の名称、住所、電話、担当者、資本金・出資金、従業員数も記載すること。）
実施期間	交付決定日～令和 年 月 日
補助金申請額	円
公的助成金の交付を受けた実績	（過去に受給した国や県等の補助金、若しくは現在申請中の他の補助金があればその名称、交付者、金額、及び交付年月日を記載すること。）

2 事業内容

事業名	（事業内容を表現する適切な名称を記入）	
内容の要約	（採択後、公開することを前提として記載）	
事業の背景や目的		
（事業に取り組もうとされた背景やきっかけ、また、何を目的として事業を実施するか記載すること。）		



事業目標	<p>(補助事業の実施により目指す到達目標を記載すること。地域一体型及び商品開発型については、2年目以降の目標も併せて記載すること。)</p>
事業効果	<p>(今回の事業を実施することによってターミナルや地域にどのような賑わい創出をもたらすか具体的に記載すること。)</p>
事業実施体制	<p>(事業実施の体制を図示するとともに、参加メンバーの役割を記載すること。)</p>

※ 必要に応じて、事業概要が分かる資料を添付すること

第3号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金		
計		

2 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	積 算 内 訳	備 考
	円		
計			

(注) 積算内訳には算定根拠（単価×数量等）を詳細に記載することとし、必要に応じて算定根拠が確認できる設計書又は見積書等の写しを添付すること。

第4号様式（第6条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更事項及びその内容

(注) 以下、第1号様式の記の3以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第5号様式（第6条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第6号様式（第6条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ホーバーターミナル  
おおいた賑わい創出事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、ホーバーターミナ  
ルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱第6条第1項第11号の規定により報告します。

記

- |   |                          |   |   |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額                | 金 | 円 |
|   | ( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) |   |   |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）            | 金 | 円 |

5 その他

- (1) 別紙を添付すること。
- (2) その他参考となる書類

消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別 紙

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

(単位：円)

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備 考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第7条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件 (要綱第6条の規定を転記)

(備考)

要綱第6条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第11条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ホーバーターミナルお  
おいた賑わい創出事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、  
ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 (完了)年月日	備 考
円	円	円	円		

振込先 銀行 支店 (普通・当座) No.  
名義 (カナ)

第9号様式（第12条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた賑わい創出事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ホーバーターミナル  
おおいた賑わい創出事業費補助金について、下記のとおり実施したので、ホーバーターミナルおお  
いた賑わい創出事業費補助金交付要綱第12の規定により、その実績について関係書類を添えて報  
告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第10号様式）
- (2) 収支精算書（第11号様式）
- (3) 契約書又は見積書の写し（状況報告時に送付済みものを除く。）
- (4) 財産、成果物及び取組状況等の写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

事業実績書

1 事業実施主体の概要等

プロジェクト 実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：  （コンソーシアムにより申請する場合は、代表者の記載に加えて、構成員の 名称、住所、電話、担当者、資本金・出資金、従業員数も記載すること。）
実施期間	交付決定日～令和 年 月 日
補助金実績額	円

2 事業内容

事業名		
事業の詳細		

事業目標の達成状況	
事業目標	目標の達成状況
<p>(事業計画時に設定した目標を記載し、達成状況を記載すること。なお、地域一体型及び商品開発型については、2年目以降の目標も併せて記載すること。)</p>	
事業効果	
<p>(今回の事業を実施したことによってターミナルや地域にどのような賑わい創出をもたらしたか具体的に記載すること。)</p>	
今後の展望	
<p>(事業実施の結果を踏まえて今後の事業計画等を記載すること。)</p>	

第11号様式（第12条関係）

収支精算書

1 収入

(単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
	円	円	円	
県費補助金				
自己負担金				
計				

2 支出

(単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
	円	円	円	
計				

第12号様式（第13条関係）

年度ホーバーターミナルおおいた販わい創出事業費補助金の額の確定通知書

番 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度ホーバーターミナルおおいた  
販わい創出事業費補助金実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付  
決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、ホ  
ーバーターミナルおおいた販わい創出事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。